

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊総第203号

令和3年5月25日

熊本県警察における警察行政手続サイト運用要領の制定について（通達）

この度、警察行政手続サイトの運用について、別添1のとおり「熊本県警察における警察行政手続サイト運用要領」を制定し、令和3年6月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

参考資料として別添2「警察行政手続サイトの概要（熊本県警察版）」を添付する。

なお、警察行政手続サイトを利用しない所属にあっては参考とされたい。

## 別添 1

### 熊本県警察における警察行政手続サイト運用要領

#### 第 1 趣旨

この要領は、熊本県警察における警察行政手続サイト（以下「本サイト」という。）の運用管理に関する基本的事項を定めるものとする。

#### 第 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

##### (1) ウイルスチェック

不正プログラム感染の有無を調べることをいう。

##### (2) 申請等

熊本県公安委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和 3 年熊本県公安委員会規則第 6 号）第 2 条第 3 号に規定する申請等をいう。

##### (3) 申請者

申請等を行う者をいう。

##### (4) 一覧メール

一日に一回送信される本サイト経由で行われた申請等の情報を集約した電子メールをいう。

##### (5) 対象警察署等

申請等を受け付ける警察署等をいう。

#### 第 3 管理体制

##### 1 総括運用管理者

(1) 警察本部に総括運用管理者を置き、警察本部警務部長をもって充てる。

(2) 総括運用管理者は、熊本県警察における本サイトの運用管理を総括する。

##### 2 運用管理者

(1) 対象警察署等に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

(2) 運用管理者は、対象警察署等における本サイトの運用管理を行う。

##### 3 運用管理補助者

(1) 対象警察署等に運用管理補助者を置き、警部（同相当職を含む。）以上の階級にある者をもって充てる。

(2) 運用管理補助者は、対象警察署等における本サイトの運用管理に係る事務処理に関し、運用管理者を補佐する。

#### 第 4 申請等への対応

##### 1 態勢の構築

対象警察署等は、申請等に確実に対応するため、本サイト経由で行われた申請等に

係る電子メールの受信確認に必要な態勢をとり、原則として開庁日に1日1回以上、閉庁日は必要に応じて、電子メールの受信確認を行わなければならない。

## 2 申請等の受領

- (1) 運用管理者は、電子メールにより受領したファイルを、受信端末に内蔵されている電磁的記録媒体に保存してはならない。ただし、やむを得ず保存したときは、遅滞なく削除しなければならない。
- (2) 電子メールにより受領したファイルは、ウイルスチェックを行い不正なプログラムが記録されていないことを確認しなければならない。
- (3) 運用管理者は、ウイルスチェックにおいて不正プログラムが検知された場合には、申請者に連絡し、ウイルスチェックを行った上で本サイト経由で再申請するよう依頼しなければならない。

なお、再申請に当たって不正プログラム感染のおそれが払拭されない場合には、窓口で申請等を行うよう求めることとする。

- (4) 運用管理者は、対象警察署等を誤って申請等がなされた場合には、その旨をメールを受信した対象警察署等が申請者に連絡し、宛先を修正した上で、再度本サイト経由で申請等を行うよう求めなければならない。
- (5) 運用管理者は、名義人以外の者による申請等であることが疑われるなど、不審な点が認められる場合には、電話等で名義人に対して必要な確認を行うこととする。

## 3 申請者への連絡

- (1) 運用管理者は、書類等の補正が必要な場合には、その旨を申請者に連絡し、補正を求めるなどしなければならない。その際、メールにより補正に係る書類等を求める場合は、本サイトを經由せず、対象警察署等の申請等に係る電子メールアドレス（以下「メールアドレス」という。）宛にメールを送信するよう求めることとする。
- (2) 運用管理者は、手数料の納付が必要な申請等については、本サイトでは手数料の納付は行えないため、対象警察署等で納付すべき旨、申請者に連絡することとする。

## 4 一覧メールの確認

- (1) 対象警察署等は、一覧メールの確認に必要な態勢をとり、一覧メールを遅滞なく開封し、受信漏れがないかを確認しなければならない。
- (2) 運用管理者は、一覧メールにより申請等の受信漏れを確認した場合には、申請者に連絡し、本サイト経由で再申請するよう求めなければならない。
- (3) 運用管理者は、一覧メールを受信しなかった日がある場合には、その旨を総括運用管理者に報告しなければならない。

なお、連絡を受けた総括運用管理者は、警察庁長官官房企画課長（以下「サイト管理者」という。）に報告することとする。

## 第5 障害時の措置

運用管理者は、本サイト及び本サイトを經由した申請等の受信状況等に障害を認めた場合は、総括運用管理者へ報告しなければならない。

なお、報告を受けた総括運用管理者は、その状況についてサイト管理者に報告することとする。

## 第6 変更の連絡

総括運用管理者は、メールアドレスの変更、対象警察署等の増減、本サイトに掲載するメッセージやURLの変更等、本サイトに関する変更が発生する場合には、速やかにサイト管理者にその旨報告することとする。

## 第7 その他

- 1 運用管理者は、申請等の内容に個人情報が含まれていることに鑑み、受信端末の情報セキュリティの確保に留意すること。
- 2 本サイト経由で受信した電子メール及びその電子メールにより受領したファイルには個人情報が含まれることから、必要のある職員のみが取り扱い、他所属・他機関にみだりに提供することのないようにするとともに、その閲覧に必要なパスワードの管理を徹底するなど、運用に当たっては情報流出等に特に留意すること。
- 3 申請等は、電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなされることから、閉庁日にも申請等が到達し得ることに留意すること。
- 4 申請等が本サイトを經由せず、直接電子メールにより送付された場合には、本サイト経由又は窓口で申請等を行うよう連絡することとする。
- 5 この要領に定めるもののほか、本サイトの運用に関し必要な細目事項については、総括運用管理者が別に定めることとする。

## 第8 留意事項

### 1 電子メール受信時におけるセキュリティ対策

次に掲げる方法により受信端末で電子メールの真正性を確認し、真正性が疑われる場合は、一覧メールへの掲載の有無、申請者への電話等により真正性を確認することとする。

- (1) 申請メールに正規のファイル（本サイト経由のものにあつては AES 暗号方式を用いた Zip 形式のファイル、補正に係る電子メールにあつては当該補正にかかるファイル）以外のファイルが添付されていないこと。
- (2) 電子メールの本文に不自然な点がないこと。
- (3) 電子メールに添付された受領ファイルの開封時に、マクロ実行の警告が表示されないこと。

### 2 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等へのデータ取込み時におけるセキュリテ

#### イ対策

電子メールに添付されたファイルを熊本県警察統合OAシステム用パソコン等に取り込む場合には、当該ファイルをPDFファイルに変換するなど、原則として当該ファイルの無害化措置を実施することとする。

※ 別添2（略）